



# 最低賃金 クストップ 無状は休日談

社会保険労務士や経営コンサルタントが 中小企業事業主の悩みについて 無料で相談対応・専門家も派遣いたします。

ぜひ、ご相談ください。



## 無料相談とは?

最低賃金の引上げの影響が大きい中小企業事業主の皆さまを支援する事業です。賃金引上げを行うに は、生産方法や販売方法を改善して売上げを伸ばすとともに、賃金・労働時間制度、安全衛生管理などの見直 しも必要になることがあります。こういった中小企業事業主が抱えるさまざまな経営、労務管理の課題を明らかに し、問題解決を支援するため、ワン・ストップで無料相談に応じる場を全国に設けています。

#### ご相談の一例

#### 経営に関する相談の例

- ●販路関拓
- ●新規事業
- ●技術指導
- ●資金調達
- ●マーケティング
- ●IT活用による経営力強化 支援制度のご案内など

#### **労務管理に関する相談の例**

- ●賃金、退職金、労働時間制度の見直し
- ●就業規則(賃金規定など)の改正
- ●高齢者雇用
- ●人材育成
- ●労働安全衛生対策
- ●業務改善助成金などの 厚労省関係支援制度などのご案内

#### 中小企業専門家派遣・相談等支援事業 中小企業事業主の皆さま



#### ワン・ストップ無料相談窓口 (最低賃金総合相談支援センター)

- ●経営と労務管理の専門家による無料相談
- 専門家による個別課題の分析・検討
- ●セミナーなどの開催



経済産業局が実施する 専門家相談・派遣事業

#### 社会保険労務士や 経営コンサルタントなどの専門家の派遣

中小企業事業主の皆さまから、課題解決のための専門家派遣のご 要望があった場合に、最低賃金総合相談支援センターまたは経済 産業局が実施する事業から派遣された専門家が、事業場の実態を 把握、分析した上で、具体的な課題解決手法を提案いたします。

※相談内容や会社の情報が他に漏れることは一切ありません。

門家の

#### **最低賃金ワン・ストップ無料相談窓口はこ**

### 茨城県最低賃金総合相談支援センタ-

〒310-0026

水戸市泉町2-2-33 水戸泉町ビル

オープンオフィス水戸 722号

තු0800-800-4864

(通話料無料)

9:00~17:00まで(日、祝祭日を除く)

9:00~19:00まで(金曜日)

※土曜日も相談をお受けします。また、

金曜日は19時まで業務時間を延長します。

メールアドレス soudan@ibaraki-sr.com (メールでのご相談も受け付けます)

ホームページ http://www.ibaraki-sr.com/center/

本事業は茨城労働局からの委託を受けて、

茨城県社会保険労務士会(TEL:029-350-4864)が実施しています。



#### 本事業についてのお問い合わせはこちら

茨城労働局雇用環境·均等室 TEL: 029-277-8294

最低賃金についてのお問い合わせはこちら

茨城労働局労働基準部賃金室 Tel: 029-224-6216